

第6章 NPO 法人に対する監督・罰則等

1 NPO 法人に対する監督

(1) 報告及び検査

笠松町長は、NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款（以下「法令等」といいます。）に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。また必要に応じて、職員が、当該法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます（法 41①）。

立入検査の手続に関する義務は、次のように定められています。

- ① 笠松町長は、上記（1）の検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、法令等に違反する疑いがあると認められる理由を記載した書面を、あらかじめ、当該 NPO 法人の役員等に提示することとされています（法 41②）。
- ② 当該検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示することとされており、当該検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法 41③④）。

(2) 改善命令

笠松町長は、NPO 法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます（法 42）。

(3) 設立の認証の取消

イ 笠松町長は、NPO 法人が上記(2)の改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき、また NPO 法人が 3 年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

ロ 笠松町長は、NPO 法人が法令に違反した場合、上記(2)の改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の認証を取り消すことができます（法 43②）。

ハ 設立認証の取消しに係る聴聞手続公開の努力義務等について、次のように定められています（法 43③④）。

- ① 認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該 NPO 法人から請求があったときは、公開により行うよう努めることとされています。
- ② 笠松町長は、①の請求があった場合、聴聞の期日における審理を公開により行わないとき、当該 NPO 法人に対し、公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています。

2 NPO 法人に対する罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 50 万円以下の罰金

次の①及び②に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます。

- ① 正当な理由がないのに、前頁(2)改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者（法 78）
- ② 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記①の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等（法 79）

ロ 20 万円以下の過料

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合においては、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処されます（法 80）。

- ① 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき（法 80 一）
- ② 法人の成立時の財産目録の作成、備え置きの規定（法 14）に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 二）
- ③ 所轄庁への役員変更等の届出（法 23①）、定款変更の届出（法 25）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）
- ④ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備え置きの規定（法 28①②）に違反して、これをを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出（法 25⑦）、事業報告書等の提出（法 29）の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定（法 31 の 3 ②、法 31 の 12①）の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき（法 80 六）
- ⑦ NPO 法人が、貸借対照表の公告（法 28 の 2①）の規定に違反して、若しくは、清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等（法 31 の 10①）及び破産手続き開始の申立てに関する公告（法 31 の 12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法 80 七）
- ⑧ NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定（法 35①）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 八）
- ⑨ NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異義に対する弁済等の規定（法 35②、36②）に違反したとき（法 80 九）
- ⑩ NPO 法人が所轄庁の求める業務若しくは財産の状況に関する報告（法 41①、法 64①②）をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

ハ 10 万円以下の過料

NPO 法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10 万円以下の過料に処せられます（法 81）。